

令和6年度第2回子ども・子育て会議 意見集約資料

NO	委員名	資料番号	ページ数	質問・意見	回答	担当課
1	馬場委員	資料1	66・67	<p>子どもをいじめから守る取組において、いじめ防止事業、教職員への啓発・資質の向上として、教員研修があげられている。</p> <p>教員研修の重要性については、札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会の報告書（令和5年2月）の再発防止等として次のような提言がある。</p> <p>「市教委は、法施行後、研修の実施やさまざまな施策を現場へと要請してきたが、その一方で、それらの施策の効果の検証が十分に行われていないという問題がある。このような状況が続けば、現場は、何が有効な手段・方法なのかを吟味することもなく、ただやることが増える一方となり、いかに優れた施策であっても有効に機能しなくなることが考えられる。前述のとおり教員に対する研修が十分な理解を得られているのか、法の趣旨に沿った対応が実際に行われているのか等が確認されたうえで、状況に応じた指導がなされなければ施策としての価値は大きく損なわれることとなる。市教委は、施策に関して、必ず事後検証を行い、有効でない施策は見直し、かつ現場において適切に実施されていない施策については、指導・監督を行う責任があることを明記しておきたい。</p> <p>これまでの実情に合わせた対応は認めないという断固とした行政の姿勢がなければ、このような法の趣旨が没却された状態が継続することになる。市教委においては早急かつ実効的な対応を求めたい。」</p> <p>この提言をふまえて教員研修の内容は変わったのか、変わったとすれば、どのように変わったのかをご回答ください。</p>	<p>令和6年度は、教職経験に応じた研修（1年目、2年目、6年目、11年目、16年目）、管理職が参加する研修の全ての教職ステージにおいて、いじめ対応に関わる内容の研修を実施するとともに、外部講師の登用や受講者同士の協議などを増やしています。さらに、各学校で世代を越えた組織的な対応につなげることをねらいとして、主幹2年目の教諭や新任教頭が、初任や中堅の研修においてファシリテーターとして協議を進める機会を設ける等、世代を越えた学び合いも取り入れているところです。</p> <p>また、令和6年度より「成果指標」を「研修の成果を活用できる」から「研修における学びの成果を生かして子どもの学びの充実を図っている」へ変更したところです。これにより、研修の内容が現場において有効なものであったかを検証することができると考えています。</p> <p>各学校においては、提言の内容を受け、令和5年度の夏と令和6年度の新学期開始前に、管理職が講師となっていじめ対策の強化についての校内研修を実施しました。</p>	<p>教）教職員育成担当課</p> <p>教）児童生徒担当課</p>
2	馬場委員	資料1	66・67	<p>子どもに向けた子どもの権利の理解促進の取組の事業内容を具体的にご回答ください。</p> <p>小学校・中学校の生徒へのいじめ予防授業が、学校の申込により多数なされている。札幌市の各学校への啓発によるものと思われる。生徒自身によるいじめ予防の観点からは、今後の啓発を一層望んでいる。</p>	<p>出前講座や市内の小学4年生、中学1年生全員への「子どもの権利条例パンフレット」の配布、子どもの権利せりゅう・ポスター作品の募集など、「子どもの権利」について子どもが自ら考え、理解を深め、発信する取組を実施することで、より一層の理解促進を図るとともに、広く普及啓発を行ってまいります。</p>	<p>子）子どもの権利推進課</p>
3	馬場委員	資料1	66・67	<p>組織横断的ないじめの対策の取組として、札幌市全体でいじめ防止対策を進めるとあります。札幌市は、令和6年4月、いじめ防止基本方針を改訂され、その内容は具体的・詳細なもので、市の姿勢は評価されます。</p> <p>特に、学校のいじめ防止基本方針、いじめ対策組織については、新旧対照表も公表され、わかりやすいものとなっております。</p> <p>このような基本方針の改訂について、第一回子ども・子育て会議において、札幌市から札幌市の基本方針の改訂をふまえて各学校の基本方針の改訂を確認しているとの説明でありました。質問は、札幌市のいじめ防止基本方針の改訂に伴い、学校のいじめ防止基本方針、いじめ対策組織がどのように改訂されているのかの報告状況、また、札幌市の基本方針を反映されていないところがある場合に、指導をしているのかについてご回答ください。</p> <p>また、学校のいじめ対策組織の運用について、どのような報告をうけているのか、また、具体的な運用方法の指導をしているのかをご回答ください。</p>	<p>(1)教育委員会におきましては、年度初めに全市立学校から提出された生徒指導年間計画（いじめの問題）を確認するとともに、6月までの期間で指導主事が学校を訪問し、学校いじめ防止基本方針の改訂や、いじめの対応の具体について学校長から直接聴取を行いました。その際、市の基本方針について自校の基本方針と照らし合わせるためのチェックリストを作成し、学校長に確認を依頼しています。</p> <p>その後、進捗状況についても学校経営懇談で校長から確認しました。また、年度末に改めて学校から取組の結果報告を受けることとしております。</p> <p>併せて、担当課においても各学校の基本方針の確認を進めているところです。法や基本方針に則った対応になっていない場合には、都度、学校長に指導・助言を行うこととしております。</p> <p>(2)学校いじめ対策組織の運用については、各学校から組織構成員、校長が不在時の対応、開催時期等、計画書にて報告を受けております。また、教職員向け研修（管理職・一般教諭）においても、学校いじめ対策組織の役割や取組について説明をしています。</p>	<p>教）児童生徒担当課</p>
4	馬場委員	資料1	66・67	<p>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの役割は重要である。</p> <p>スクールカウンセラー活用事業においてスクールカウンセラーの全校配置とされている。</p> <p>(1)全校配置とは、全校にそれぞれスクールカウンセラーが1名配置ということであるのか。</p> <p>(2)現在、札幌市が委嘱しているスクールカウンセラーは何名であるのか。</p> <p>(3)昨年度、スクールカウンセラーを設置した小学校・中学校はそれぞれ何校であるのか。</p> <p>小学校の年間配置数が令和5年度69時間から令和6年度140時間に倍増しているとの記載がある（資料1、P24）。配置時数はスクールカウンセラーの人数をそれぞれの時間分確認しているということなのか。</p> <p>(4)スクールカウンセラーは、大学教員、臨床心理士、社会福祉士など様々な職に就かれているのが現状である。一人のスクールカウンセラーが何校も担当するのは、負担が過重である。学校のスクールカウンセラーの派遣を要請に十全に対応しているのか。</p> <p>(5)スクールカウンセラーによる相談体制は現状で十分なのか。</p>	<p>(1)お見込みの通りですが、中等教育学校、義務教育学校は2名配置しております。</p> <p>(2)112名です。</p> <p>(3)小学校は197校、中学校は97校です。令和5年度末に、小学校の配置時間数を倍増することを周知し、希望を確認した上でスクールカウンセラーを配置しており、配置時間の確保はできています。</p> <p>(4)学校への配置にあたっては、事前にスクールカウンセラーに勤務可能な校数等を確認した上で担当校を決定しております。また、同じ中学校区に可能な限り同一のスクールカウンセラー配置し継続した支援が可能になるよう配慮するとともに、限られた配置時間の中で効果的にスクールカウンセラーの活用ができるよう各学校における勤務の在り方を工夫しているところです。</p> <p>(5)スクールカウンセラーの配置については、これまで段階的に拡充を図ってきたところです。学校の声を聴きながら現在の相談体制を検証するとともに、より手厚い子どもの支援の実現に向けて今後も検討を重ねます。</p>	<p>教）児童生徒担当課</p>
5	北川委員	資料3	13	<p>地域子育て支援拠点事業は常設で21か所で児童会館での子育てサロンを含めて、中学校区に1つとなっていると聞いていますが、児童会館の場合は午前中のみであり、加えて夏休み、冬休みなどゆったりできないと聞いていますので、常設の地域子育て支援拠点事業は札幌市においてもう少し必要ではないでしょうか。</p>	<p>現在札幌市の常設子育てサロンは、ひろば型16か所、児童会館型65か所、札幌市による委託型1か所、札幌市の直営10か所、合計92か所設置しているところです。</p> <p>需給計画に示す通り、令和7年度の予想ニーズ量(22,777)に対し、供給量(44,537)が上回っております。常設子育てサロン設置の際には、児童会館型の開所時間、夏休みや冬休みの利用制限なども勘案し、設置を進めてまいりました。以上を踏まえ、札幌市としては常設子育てサロンの数は、十分に満たされていると認識しております。</p> <p>しかしながら、昨今の子育てニーズは多様化しており、より柔軟な子育て支援の展開は急務と考えております。今後も引き続き、子育て家庭の状況を捉えながら、子育て支援事業を進めてまいります。</p>	<p>子）子育て支援推進担当課</p>
6	北川委員	資料1	48・52	<p>子どもの権利を大切に社会に向けた取組意見表明等支援事業は入りますでしょうか。</p>	<p>当事業については、令和6年度は児童相談所にて一時保護している子ども及び児童養護施設で生活している子どもを対象に、意見形成・表明支援を行います。来年度以降の実施については、今年度の事業の効果や課題などを検証した上で検討してまいります。</p>	<p>子）児童相談所</p>
7	北川委員	資料1	51	<p>①資料1の子どもの居場所づくり支援事業の強化となっておりますが、資料2の素案概要では、子どもの居場所づくり支援強化事業は記載がないのですが、いかがでしょうか。</p> <p>②また、国が示している親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業の計画はどのようになっておりますでしょうか。</p>	<p>①子どもの居場所づくり支援については、本編第4章、基本目標1-基本施策1において「子どもを受け止め、育む環境づくり」の事業の一つに位置づけ、資料2（素案本文）中、51ページの下から4行目に記載させていただいております。</p> <p>次期プランでは、食事を提供しない学習支援型や体験活動型の居場所も補助の対象に加え、地域の子どもの居場所づくり活動に対する支援を強化してまいります。</p> <p>②国の動向や他都市の先行事例を確認しながら、本市として類似事業との関係性及びそれを踏まえた事業の必要性、事業構築にあたっての課題を精査し、既存事業の中で網羅できるかも含めて、今後の局内検討を行っていきたくと考えています。その検討を元に、中間見直しを目安に今後の方向性を整理してまいります。</p>	<p>①子）子どものくらし・若者支援担当課</p> <p>②子）児童相談所</p>
8	北川委員	資料1	59	<p>社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援里親支援センターの設置に関しての計画はどのようになっておりますでしょうか</p>	<p>現行のフォスタリング事業の契約期間が今年度末で終了となることから、関係機関の実務者レベル・国のネットワーク会議を通じた他の自治体との意見交換を行い、札幌市における里親支援センターのあり方を検討しているところです。</p>	<p>子）児童相談所</p>
9	北川委員	資料1	83	<p>第2子以降の保育料無償化事業を企業主導型にも広げて頂きたい(利用者は同じ札幌市の子どもであるため)</p>	<p>第2子以降の保育料負担軽減については、国において認可保育所や認定こども園、地域型保育事業を対象として実施しているものであり、札幌市においては、この国の制度を基本としながら、所得による要件を緩和して、軽減額を拡大することにより、第2子以降の保育料無償化を行っております。</p> <p>このことから、第2子以降の保育料負担軽減における対象施設の拡大については、まずは国の制度として行われるべきものと認識しております。</p> <p>なお、札幌市として今後更なる拡大を行うことにつきましては、いただいたご意見や本市の財政状況等を勘案しながら検討していくこととなります。</p>	<p>子）保育推進課</p>
10	北川委員	資料1 資料3	71 22	<p>国が示している妊産婦等生活援助事業についても計画に入れて頂きたいと思えます。</p>	<p>妊産婦等生活援助事業の実施については今後の検討となるため、現時点で今回の計画に記載することは難しいと考えています。</p>	<p>子）子育て支援課</p>